

G · I · P · S

Global Investment Performance Standards

ガイダンス・ステートメント：会社の定義

採択日: 2010年9月28日

発効日: 2011年1月1日

遡及適用: 無し

翻訳: 公益社団法人 日本証券アナリスト協会

www.gipsstandards.org

本資料は、GIPS Executive Committee が採択した GIPS の「会社の定義に関するガイダンス・ステートメント (Guidance Statement on Definition of the Firm)」全文 (英語) の日本語訳である。翻訳は、日本における GIPS カントリー・スポンサーである公益社団法人 日本証券アナリスト協会が行った。本ガイダンス・ステートメントの日本語訳と原文である英語版との間に矛盾があるときは、英語版を正本とする。本翻訳物の著作権は、公益社団法人 日本証券アナリスト協会に属する。

The copyright of the Japanese Translation of the GIPS Guidance Statement on Definition of the Firm is owned by the Securities Analysts Association of Japan (SAAJ[®]).

When there is a discrepancy between the English version and the Japanese Translation of this guidance statement, the English version is the controlling.

The Securities Analysts Association of Japan (SAAJ[®]) is an endorsed Country Sponsor authorized by the GIPS Executive Committee to promote the GIPS Standards. The GIPS[®] trademark and logo and the GIPS standards are owned by CFA Institute. www.gipsstandards.org.

序 論

GIPS®基準に準拠するに当たり、会社が考慮しなければならない最も基本的な3つの問題は、会社の定義、会社の投資一任の定義、会社のコンポジットの定義である。会社の定義は、会社全体で準拠するための基礎であり、明確な範囲（boundaries）を設けて、会社の運用総資産の確定を可能とするものである。会社の投資一任の定義は、どのポートフォリオをコンポジットに含めるべきかを判定し、会社の投資戦略の適用を正確に反映させるための判断基準を定めるものである。会社および投資一任の定義が完了すれば、会社が実行する投資戦略に基づきコンポジットを構築することができる。

GIPS 基準は、会社全体に適用されなければならない。GIPS 基準準拠の第1ステップとして、会社は、公正かつ適切に定義されなければならない。GIPS 基準への準拠は、明確かつ一貫した会社の定義に依拠している。GIPS 基準は、準拠提示資料において会社の定義を開示することを必須としており、また、検証手続は、検証者が、現在および過去を通じて会社が適切に定義されているかどうかを確かめるために十分な手続を実施することを必須としている。

さらに、会社の定義は、会社の総資産に含めなければならない「すべて」のポートフォリオのユニバースを明確にするものである。GIPS 基準は、運用実績のあるフィー（運用報酬）を課す投資一任ポートフォリオはすべて、少なくとも1つのコンポジットに組み入れなければならないことを前提としている。

合併・買収は会社の定義に影響を与え得るため、パフォーマンス記録のポータビリティに関するガイダンス・ステートメントも考慮されなければならない。

基本原則

会社を定義する際には、次の事項を考慮することが重要である。

- 会社が公衆に対してどのように示されているか。
- 会社の定義は、適切であり、合理的、かつ、公正でなければならない。
- 会社は、最も広範かつ意味のある会社の定義を採用すべきである。
- 会社は、コンポジット定義のための代替手段として、会社の定義を使用してはならない（例えば、会社の定義を狭くして1つのプロダクトのみを含めること）。

会社の定義

GIPS 基準では、会社は、顧客または見込顧客に対して独立した事業主体として示される、資産運用会社、子会社、または部門として定義されなければならない。独立した事業主体（distinct business entity）とは、（1）他の事業単位（unit）、部門（division、department）、または事業所（office）から組織および機能上分離されており、（2）運用資産について投資一任権を有し、かつ（3）投資意思決定プロセス全体について自律性を有しているべき、事業単位、部門、または事業所をいう。

この判断のために用い得る規準には以下のものが含まれる。

- 法的主体（legal entity）であること。
- 独立した（distinct）顧客市場または顧客タイプ（機関投資家、リテール、プライベート顧

客)を有すること。

- 分離、独立した (distinct) 投資プロセスを使用していること。

前述のとおり、会社は、最も広範かつ意味のある会社の定義を採用し、どのような存在として公衆に示されているかを考慮するべきである。この定義では、各資産運用会社の実際の社名にかかわらず、同一のブランド名の下で業務を行っているすべての立地（国、地域等）の事業所を含めるべきである。会社を定義する際に検討すべき事項には次のような例があるが、これらに限定されない。

- 同一のブランド名（例えばXYZアセット・マネジメント）の下で業務を行うすべての事業所
- 合併・買収および/または取引の結果生じた、ブランド戦略上使用される複数の異なる商号
- 複数のブランド、法的主体、事業所、投資チーム、投資戦略を有する、1つのグローバル会社として定義される金融ホールディング・カンパニー
- 単一ブランドであるが複数の戦略および投資チームを有する資産運用会社
- 特定の地域/国名を付した、グローバルに認知された商号（例えば XYZ アセット・マネジメント・アジア）の下で取引を行うすべての事業所
- 多くの国では、資産運用会社は、1つ以上の政府関係機関または規制当局に登録しなければならない。GIPS 基準では、規制当局への登録は、準拠を目的とした適切な会社の定義であると認識しているが、会社の定義を決める際には、会社は、自社をどのような存在として公衆に示しているかを検討しなければならない。

追加的な留意事項

上記の基本原則に加えて、会社は、会社を定義する際に、次に掲げる事項を考慮すべきである。

- GIPS 基準では、会社が他の会社と共同でマーケティングを行うときは、GIPS 基準への準拠を表明している会社は、自らを明確に定義して他の共同マーケティング会社と区分し、どの会社が準拠を表明しているかを明らかにすることが必須とされる。
- GIPS 基準では、親会社が個別に定義された会社を複数含む場合には、親会社内の各会社は、親会社に含まれる他の会社の一覧表を開示するべきである。
- 記録管理 (record keeping) またはパフォーマンス測定のために第三者（例えばカストディアン、ブローカー/ディーラー）を使用することは、当該資産を会社の定義から除外する正当な理由とはならない。
- システムが基準に対応していないことを理由に、会社の定義から資産を除外することはできない（すなわち、会社は、対応可能なシステムで測定およびモニターされた資産のみをもって準拠表明することはできない）。

会社の開始/会社の再定義

企業再編および合併・買収活動の結果、会社内の変更が非常に大規模なために、公衆に対し新たな会社として示されるような場合もあろう。そのような場合は、会社は、前の会社から継続性があるかどうか、あるいは、再編が相当大規模であるために実質的に新会社であるといえるのかどうかを判断しなければならない。

投資スタイルまたは人事の変更は、当該変更により会社が著しく違う形で公衆に示されるよう

な場合を除き、会社を再定義する正当な理由とはならない。単なる社名変更は、会社を再定義し、パフォーマンス記録を再スタートする十分な理由とはならない。会社が、パフォーマンス記録を失うことなく、会社の定義を変更できる場合もあろう。パフォーマンス記録のポータビリティに関するガイダンス・ステートメントの関連ガイダンスを参照されたい。いずれの場合にも、公正な表示と完全な開示という、GIPS 基準の根底にある原則に留意しなければならない。もし会社が再定義された場合には、会社は、再定義の日付、概略および理由を開示しなければならない。GIPS 基準は、会社の組織変更を理由として、コンポジットのパフォーマンスを変更してはならない。

会社の運用総資産

会社の定義は、また、会社の運用総資産を確定するための範囲を定めるものである。これには、会社が運用責任を有するすべての資産、および会社外で（例えばサブアドバイザーにより）運用される、会社が一任権を有する資産が含まれる。

2011年1月1日以降の運用実績については、会社の運用総資産額は、会社により運用されるすべての投資一任資産および投資非一任資産のすべての公正価値の合計に等しくなければならない、フィーを課すポートフォリオおよび課さないポートフォリオの両方を含む。

2011年1月1日より以前の運用実績については、GIPS 基準を適用することが不可能な資産は、準拠表明の際に会社が検討する必要のない資産であり、会社の運用総資産に含めてはならない。このような資産には、時価ではなく原価または簿価に基づく投資手段（investment vehicles）が含まれる。

サブアドバイザー

会社によっては、サブアドバイザーを使って、特定の戦略の一部またはすべてを運用する場合がある。例えば、会社が株式運用に特化している場合には、バランス型ポートフォリオの確定利付証券部分を運用するために、サブアドバイザーを採用するかもしれない。GIPS 基準は、会社がサブアドバイザーの選任について裁量権を有する場合には、サブアドバイザーに委託した資産のパフォーマンスをコンポジットに含めることを必須としている。

会社がサブアドバイザーの選任について裁量権を有する（すなわち、採用・解任できる）場合には、会社は、サブアドバイザーのパフォーマンスを自社のパフォーマンス記録として表明し、かつ、当該資産を会社の運用総資産に含めなければならない。サブアドバイザーは当該資産の実際の運用について裁量権を有しており、会社はサブアドバイザーの選任について裁量権を有しているため、会社もサブアドバイザーも当該資産のパフォーマンスをそれぞれのパフォーマンスとして表明することができる。サブアドバイザーに委託したポートフォリオの一部は実質的に1つのアセットとみなされ（ポートフォリオ内でミューチュアル・ファンドを購入するのと同様であり）、会社はサブアドバイザーを使用する裁量について責任を負わなければならないため、会社は、当該パフォーマンスを自らのものとして表明することができる。会社は、委託した資産に関するサブアドバイザーのパフォーマンス記録のみを含めることができる。会社がサブアドバイザーの選任権を持たない場合には、自社のパフォーマンス記録に、サブアドバイザーのパフォーマンスを含めてはならない。

GIPS 基準は、2006 年 1 月 1 日以降の運用実績について、会社がサブアドバイザーの使用およびその使用期間を開示することを必須としている。

発効日

本ガイドランス・ステートメントの発効日は、2011 年 1 月 1 日である。過去のパフォーマンスを準拠させる場合は、会社は、本ガイドランス・ステートメントに準拠するか、もしくは当時に有効であった本ガイドランス・ステートメントの旧版に準拠してもよい。本ガイドランス・ステートメントの旧版はGIPS基準のホームページ (www.gipsstandards.org) で閲覧可能である。